

## 工 事 設 計 書

|               |    |    |        |    |    |    |
|---------------|----|----|--------|----|----|----|
| 令和3年度 下水道事業会計 | 部長 | 課長 | 担当課長補佐 | 主任 | 審査 | 設計 |
|---------------|----|----|--------|----|----|----|

|         |                     |     |                 |
|---------|---------------------|-----|-----------------|
| 工 事 件 名 | 中央ポンプ場汚水沈砂池機械設備改築工事 | 工 期 | 契約日～令和5年3月10日まで |
| 施 工 場 所 | 米子市内町172番地1 中央ポンプ場内 |     |                 |

設計金額¥ 円也

| 費 目     | 円 | (内訳) 令和 年度 | 令和 年度 | 備 考 |
|---------|---|------------|-------|-----|
| 本 工 事 費 |   |            |       |     |
|         |   |            |       |     |
|         |   |            |       |     |
|         |   |            |       |     |
|         |   |            |       |     |
| 計       |   |            |       |     |

米 子 市 下 水 道 部

| 説 明                         | 内 容            |
|-----------------------------|----------------|
| 本工事は、中央ポンプ場の汚水沈砂池機械設備の改築を行う | 1. 機械設備据付工事 1式 |
| 工事である。                      | 2. 機械設備撤去工事 1式 |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |
|                             |                |

| 工事費総括  |           |        |     |         |     |
|--------|-----------|--------|-----|---------|-----|
| 費 目    | 工 種       | 種 別    | 細 別 | 金 額 (円) | 摘 要 |
| 本工事費   |           |        |     |         |     |
|        | 機械設備工事    |        |     |         |     |
|        |           | 機器費    |     |         |     |
|        |           | 直接工事費  |     |         |     |
|        |           | 間接工事費  |     |         |     |
|        |           | 設計技術費  |     |         |     |
|        |           | 一般管理費等 |     |         |     |
|        | 計<br>工事価格 |        |     |         |     |
| 消費税相当額 |           |        |     |         |     |
| 本工事費計  |           |        |     |         |     |
|        |           |        |     |         |     |
|        |           |        |     |         |     |
|        |           |        |     |         |     |

| 工 事 費 内 訳 書   |            |      |     |    |       |         |         |
|---------------|------------|------|-----|----|-------|---------|---------|
| 種 別           | 細 別        | 形状寸法 | 数 量 | 単位 | 単価(円) | 金 額 (円) | 摘 要     |
| 本工事           |            |      |     |    |       |         |         |
| 機械設備工事        |            |      |     |    |       |         |         |
| [ 機 器 費 ]     |            |      |     |    |       |         |         |
|               | 細目スクリーン    |      | 2   | 基  |       |         |         |
|               | 1号汚水しきり搬出機 |      | 1   | 〃  |       |         |         |
|               | 集砂装置       |      | 2   | 〃  |       |         |         |
|               | 排水弁        |      | 1   | 台  |       |         |         |
| 計 ( 機 器 費 )   |            |      |     |    |       |         |         |
| [ 直 接 工 事 費 ] |            |      |     |    |       |         |         |
|               | 輸送費        |      | 1   | 式  |       |         |         |
|               | 計          |      |     |    |       |         | [輸送費]   |
|               | 小配管・弁類     |      | 1   | 式  |       |         | 第1号 明細書 |
|               | 小 計        |      |     |    |       |         | (直接材料費) |

# 工 事 費 内 訳 書

| 種 別 | 細 別       | 形状寸法 | 数 量 | 単位 | 単価(円) | 金 額 (円) | 摘 要         |
|-----|-----------|------|-----|----|-------|---------|-------------|
|     | 補助材料費     |      | 1   | 式  |       |         |             |
|     | 小 計       |      |     |    |       |         | (補助材料費)     |
|     | 計         |      |     |    |       |         | [材料費]       |
|     | 一般労務費     |      | 1   | 式  |       |         | 第2号 明細書     |
|     | 小 計       |      |     |    |       |         | (一般労務費)     |
|     | 機械設備据付労務費 |      | 1   | 式  |       |         | 第3号 明細書     |
|     | 小 計       |      |     |    |       |         | (機械設備据付労務費) |
|     | 計         |      |     |    |       |         | [労務費]       |
|     | 複合工       |      | 1   | 式  |       |         | 第4号 明細書     |
|     | 小 計       |      |     |    |       |         | [複合工費]      |
|     | 機械経費      |      | 1   | 式  |       |         |             |
|     | 小 計       |      |     |    |       |         | [直接経費]      |
|     | 仮設費(率)    |      | 1   | 式  |       |         |             |

| 工 事 費 内 訳 書          |           |      |     |    |       |         |         |
|----------------------|-----------|------|-----|----|-------|---------|---------|
| 種 別                  | 細 別       | 形状寸法 | 数 量 | 単位 | 単価(円) | 金 額 (円) | 摘 要     |
|                      | 仮設費(積み上げ) |      | 1   | 式  |       |         | 第5号 明細書 |
|                      | 小 計       |      |     |    |       |         | [仮設費]   |
| 合 計<br>( 直 接 工 事 費 ) |           |      |     |    |       |         |         |
| [ 間 接 工 事 費 ]        |           |      |     |    |       |         |         |
|                      | 共通仮設費(率)  |      | 1   | 式  |       |         |         |
|                      | 準備費       |      | 1   | 〃  |       |         | 第6号 明細書 |
|                      | 小 計       |      |     |    |       |         | [共通仮設費] |
|                      | 現場管理費     |      | 1   | 式  |       |         |         |
|                      | 小 計       |      |     |    |       |         | [現場管理費] |
|                      | 据付間接費     |      | 1   | 式  |       |         |         |
|                      | 小 計       |      |     |    |       |         | [据付間接費] |
| 合 計<br>( 間 接 工 事 費 ) |           |      |     |    |       |         |         |
|                      | 据付工事原価    |      |     |    |       |         |         |

| 工 事 費 内 訳 書      |        |      |     |    |       |         |          |
|------------------|--------|------|-----|----|-------|---------|----------|
| 種 別              | 細 別    | 形状寸法 | 数 量 | 単位 | 単価(円) | 金 額 (円) | 摘 要      |
| [ 設 計 技 術 費 ]    |        |      |     |    |       |         |          |
|                  | 設計技術費  |      | 1   | 式  |       |         |          |
|                  | 計      |      |     |    |       |         | (設計技術費)  |
| 計<br>( 工 事 原 価 ) |        |      |     |    |       |         |          |
| [ 一 般 管 理 費 等 ]  |        |      |     |    |       |         |          |
|                  | 一般管理費等 |      | 1   | 式  |       |         |          |
|                  | 計      |      |     |    |       |         | (一般管理費等) |
| 合 計<br>(工事価格)    |        |      |     |    |       |         |          |
| [消費税等相当額]        |        |      | 1   | 式  |       |         |          |
| 本 工 事 費 計        |        |      |     |    |       |         |          |
|                  |        |      |     |    |       |         |          |
|                  |        |      |     |    |       |         |          |
|                  |        |      |     |    |       |         |          |

| 第 1 号 明 細 書    |                     |      |    |           |           |     |
|----------------|---------------------|------|----|-----------|-----------|-----|
| 小配管・弁類(1/2)    |                     |      |    |           |           |     |
| 種 別            | 形 状 寸 法             | 数 量  | 単位 | 単 価 ( 円 ) | 金 額 ( 円 ) | 摘 要 |
| 圧力配管用<br>炭素鋼鋼管 | STPG 50A sch80S     | 2.65 | m  |           |           |     |
| 圧力配管用<br>炭素鋼鋼管 | STPG 80A sch80S     | 9.00 | 〃  |           |           |     |
| 圧力配管用<br>炭素鋼鋼管 | STPG 100A sch80S    | 43.6 | 〃  |           |           |     |
| 水道用亜鉛メッキ鋼管     | SGPW 25A            | 43.9 | 〃  |           |           |     |
| 水道用亜鉛メッキ鋼管     | SGPW 50A            | 17.5 | 〃  |           |           |     |
| 水道用亜鉛メッキ鋼管     | SGPW 150A           | 3.88 | 〃  |           |           |     |
| 水道用亜鉛メッキ鋼管     | SGPW 200A           | 29.9 | 〃  |           |           |     |
| 小計             |                     |      |    |           |           |     |
| 同上付属材料         |                     | 1    | 式  |           |           |     |
| 小計             |                     |      |    |           |           |     |
| 配管用ステンレス鋼鋼管    | SUS304TP 100A sch20 | 1.18 | m  |           |           |     |
| 小計             |                     |      |    |           |           |     |
| 同上付属材料         |                     | 1    | 式  |           |           |     |



| 第 1 号 明 細 書 |             |     |    |           |           |     |
|-------------|-------------|-----|----|-----------|-----------|-----|
| 小配管・弁類(2/2) |             |     |    |           |           |     |
| 種 別         | 形 状 寸 法     | 数 量 | 単位 | 単 価 ( 円 ) | 金 額 ( 円 ) | 摘 要 |
| 小計          |             |     |    |           |           |     |
| 配管材料計       |             |     |    |           |           |     |
| 仕切弁         | CAC 25A     | 16  | 個  |           |           |     |
| 仕切弁         | CAC 50A     | 5   | 〃  |           |           |     |
| 仕切弁         | FC/SUS 80A  | 2   | 〃  |           |           |     |
| 仕切弁         | FC/SUS 100A | 6   | 〃  |           |           |     |
| 仕切弁         | FC/SUS 200A | 2   | 〃  |           |           |     |
| 逆止弁         | FC/SUS 80A  | 2   | 〃  |           |           |     |
| 電動ボール弁      | 25A         | 3   | 〃  |           |           |     |
| 電動ボール弁      | 50A         | 1   | 〃  |           |           |     |
| 弁類計         |             |     |    |           |           |     |
| 計           |             |     |    |           |           |     |
|             |             |     |    |           |           |     |

| 第 2 号 明 細 書 |         |     |    |           |           |     |
|-------------|---------|-----|----|-----------|-----------|-----|
| 一般労務費       |         |     |    |           |           |     |
| 種 別         | 形 状 寸 法 | 数 量 | 単位 | 単 価 ( 円 ) | 金 額 ( 円 ) | 摘 要 |
| 普通作業員       |         |     | 人  |           |           |     |
| 普通作業員(撤去)   |         |     | // |           |           |     |
| 設備機械工       |         |     | // |           |           |     |
| 設備機械工(撤去)   |         |     | // |           |           |     |
| 配管工         |         |     | // |           |           |     |
| 配管工(撤去)     |         |     | // |           |           |     |
| 計           |         |     |    |           |           |     |
|             |         |     |    |           |           |     |
|             |         |     |    |           |           |     |
|             |         |     |    |           |           |     |
|             |         |     |    |           |           |     |
|             |         |     |    |           |           |     |
|             |         |     |    |           |           |     |



| 第 4 号 明 細 書 |         |       |                |           |           |     |
|-------------|---------|-------|----------------|-----------|-----------|-----|
| 複合工         |         |       |                |           |           |     |
| 種 別         | 形 状 寸 法 | 数 量   | 単位             | 単 価 ( 円 ) | 金 額 ( 円 ) | 摘 要 |
| 無筋コンクリート工   | 18N     | 8.06  | m <sup>3</sup> |           |           |     |
| モルタル充填      | 配合1:2   | 0.92  | //             |           |           |     |
| モルタル仕上げ     | 厚さ20mm  | 0.30  | m <sup>2</sup> |           |           |     |
| 型 枠 工       |         | 33.2  | //             |           |           |     |
| はつり工        |         | 8.98  | m <sup>3</sup> |           |           |     |
| 鋼製加工・開口蓋    | SUS304  | 17.1  | kg             |           |           |     |
| 鋼製加工・階段類    | SS400   | 1,030 | //             |           |           |     |
| FRP製蓋       | FRP製    | 2.33  | m <sup>2</sup> |           |           |     |
| 計           |         |       |                |           |           |     |
|             |         |       |                |           |           |     |
|             |         |       |                |           |           |     |
|             |         |       |                |           |           |     |
|             |         |       |                |           |           |     |

| 第 5 号 明 細 書 |           |       |    |           |           |     |
|-------------|-----------|-------|----|-----------|-----------|-----|
| 仮設費(積み上げ)   |           |       |    |           |           |     |
| 種 別         | 形 状 寸 法   | 数 量   | 単位 | 単 価 ( 円 ) | 金 額 ( 円 ) | 摘 要 |
| 設備機械工       |           |       | 人  |           |           |     |
| 設備機械工(撤去)   |           |       | // |           |           |     |
| 鋼製加工・架台類    | SS400     | 6,510 | kg |           |           |     |
| スクラップ       | 鉄くず ヘビーH2 | 6.51  | t  |           |           |     |
| スクラップ輸送費    |           | 6.51  | // |           |           |     |
| 計           |           |       |    |           |           |     |
|             |           |       |    |           |           |     |
|             |           |       |    |           |           |     |
|             |           |       |    |           |           |     |
|             |           |       |    |           |           |     |
|             |           |       |    |           |           |     |
|             |           |       |    |           |           |     |
|             |           |       |    |           |           |     |

| 第 6 号 明 細 書 |                      |      |                |           |           |     |
|-------------|----------------------|------|----------------|-----------|-----------|-----|
| 準備費         |                      |      |                |           |           |     |
| 種 別         | 形 状 寸 法              | 数 量  | 単位             | 単 価 ( 円 ) | 金 額 ( 円 ) | 摘 要 |
| スクラップ       | 鉄 ヘビーH1              | 42.8 | t              |           |           |     |
| スクラップ       | ステンレス<br>新断 18Cr:8Ni | 30.1 | kg             |           |           |     |
| 故鉄B         |                      | 0.10 | t              |           |           |     |
| 廃プラスチック     |                      | 0.03 | //             |           |           |     |
| スクラップ輸送費    |                      | 43.0 | //             |           |           |     |
| コンクリート殻処分   | 無筋                   | 21.1 | //             |           |           |     |
| コンクリート殻運搬   | 無筋                   | 8.98 | m <sup>3</sup> |           |           |     |
| 計           |                      |      |                |           |           |     |
|             |                      |      |                |           |           |     |
|             |                      |      |                |           |           |     |
|             |                      |      |                |           |           |     |
|             |                      |      |                |           |           |     |
|             |                      |      |                |           |           |     |

中央ポンプ場  
汚水沈砂池機械設備改築工事

特 記 仕 様 書

米 子 市 下 水 道 部

## 目 次

|                     |       |    |
|---------------------|-------|----|
| 第 1 章 総 則           | ----- | 1  |
| 第 1 節 一般事項          | ----- | 1  |
| 第 2 節 工事概要          | ----- | 1  |
| 第 2 章 機械設備          | ----- | 2  |
| § 1 1 号, 2 号細目スクリーン | ----- | 3  |
| § 2 1 号汚水しきり搬出機     | ----- | 7  |
| § 3 集砂装置            | ----- | 11 |
| § 4 排水弁             | ----- | 14 |
| 第 3 章 複 合 工         | ----- | 16 |
| § 1 鋼製加工品           | ----- | 16 |
| § 2 基 礎 工           | ----- | 17 |
| § 3 配 管 工           | ----- | 18 |
| § 4 仮設工事            | ----- | 19 |
| 第 4 章 そ の 他         | ----- | 20 |
| § 1 機器重量            | ----- | 20 |
| § 2 配管数量            | ----- | 20 |
| § 3 出 来 高           | ----- | 21 |



## 第1章 総 則

### 第1節 一般事項

#### 1. 適用範囲

本仕様書は、中央ポンプ場における機械設備の施工に適用するものであって、法令その他、特別に定めるものの他は全て、日本下水道事業団発行の機械設備工事一般仕様書及び設計図面、特記仕様書（以降仕様書という）に準拠し、一般仕様書、設計図面及び仕様書に記載されていない事項及び詳細については、全て監督員の指示によるものとする。

#### 2. 工事名称

中央ポンプ場汚水沈砂池機械設備改築工事

#### 3. 施工場所

米子市内町172番地1

#### 4. 設計図書の優先順位

設計図書の優先順位は、本仕様書、設計図書、一般仕様書の順位とする。

#### 5. 火災保険等

工事目的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補填するため、火災保険等に参加すること。

#### 6. 支給材料及び貸与品

しき受（シュート・コンテナ）。

#### 7. 部分払い

工事材料及び製造工場等にある工場製品。該当なし。

#### 8. 施工順序

今回更新設備(2系列)は全停止できないため、1系列ごとの施工とする。

### 第2節 工事概要

#### 1. 概 要

本工事は下記の工事区分の一切を施工するもので、請負人は設計図を参考に参照すると共に、本市監督員と設計打合せを行い、監督員の指示するものについては詳細なる施工図を提出すること。

試運転については、組合せ試験のみとするが、十分運転が可能な状態にて引き渡すものとする。

#### 2. 工事区分

(1) 機械設備工事

(2) 配管・その他工事

## 第2章 機械設備

### 第1節 汚水沈砂池設備

#### §1 1号, 2号細目スクリーン

##### 1. 使用目的

間欠式自動除じん機（回転アーム型）は、流入した下水中の比較的細かい浮遊物を阻止し、掻き上げるのを目的とするものである。

##### 2. 仕様

| 項目        | 仕様                     | 備考 |
|-----------|------------------------|----|
| (1) 型式    | 間欠式前面かき揚げ型             |    |
| (2) 池寸法   | 水路幅 2,000mm×深さ 4,500mm |    |
| (3) スクリーン | 目幅 25mm×取付角度 70°       |    |
| (4) 駆動装置  | 3φ×2.2kW×200V×60Hz     |    |
| (5) 数量    | 2基                     |    |

\*既設メーカー（三菱重工業株式会社）

##### 3. 構造概要

本機は本体フレーム、駆動装置、レーキ、軸、スクリーン等よりなり、流入した下水中の浮遊物を阻止し、単一レーキにてかき揚げ搬出コンベヤ上に排出するものである。なお本機は駆動装置および回転部が水上にある構造である。

##### 4. 製作条件

- (1) 本装置の各部の強度は十分な安全率をとるものとする。
- (2) 強度計算は全負荷荷重が片側に掛かったものとして計算すること。
- (3) 各装置の強度は十分であっても、腐食摩耗のおそれがある部分は肉厚を考慮する。
- (4) スクリーンの強度は水位差及び流入浮遊物、流入量等を検討し、十分強度的に問題のない構造とする。
- (5) レーキ速度は、7.5m/min以下とする。

##### 5. 各部の構造

###### 5-1 駆動装置

- (1) 駆動装置は、電動機と減速機を使用し、駆動軸への伝達チェーン・歯車または直結にてレーキを駆動する。駆動用電動機が水没する恐れのある場合、水中形電動機を使用すること。
- (2) レーキはローラガイドにそって昇降が行われるものとする。
- (3) 電動機はブレーキ付電動機とする。
- (4) 点検架台には、鋼製階段を設け、昇降が容易に出来る構造とし、危険防止用の

鋼管製手摺を設けるものとする。

- (5) 点検架台およびタラップ踏板には、床用縞鋼板（4.5mm 以上）を張ること。
- (6) 電動機直結減速機の回転部には必要に応じカバーを設けること。
- (7) 主軸は、十分なる強度を有し、振りモーメントおよび曲げモーメントを同時に受けた場合に於いても十分安全なものとする。

減速機が油潤滑の場合には減速機排油弁には、ビニルホース等の接続が可能な短管を取付け、常時はキャップ止めとしておく。

#### 5-2 フレーム

- (1) フレームは、形鋼および鋼板製（厚 9mm 以上）とし、溶接およびボルトで強固に組立、溶接歪、曲り等のない構造とする。
- (2) フレームは、かき揚げ用レーキのガイドレールを設け、しさのかき揚げ、排出が支障なく行われるよう、構造的に十分考慮し、製作するものとする。
- (3) フレームに取り付けるレーキガイドレールは、レーキに取り付けたガイドローラが転動して移動する溝を設けたもので、水路の両側壁部に設置する。  
取付けは、壁面にアンカーボルトにて強固に取付けるものとする。
- (4) レーキガイドには、しさが付着しないよう十分考慮するものとする。
- (5) シュートの清掃が容易に行えるよう、必要な場合には掃除口を設け、作業台にとりつける。
- (6) 駆動軸のフレーム貫通部は、密閉措置を行う。

#### 5-3 カバー

- (1) 上部のフレームには、鋼板（4.5mm 以上）製のカバーを設けること。
- (2) カバーは、分解組立および点検、手入等が容易に出来る構造とし、適当なる点検扉（厚 3.2mm 以上）等を設けるとともに、十分なる強度を持たせるものとする。  
前面の点検扉とレーキとの間隔は十分とり、点検扉内側には取外し容易な保護用格子等を設ける。
- (3) カバー内にしさが付着しないよう、各リブには 60° 以上の傾斜板をとりつける。
- (4) 扉用蝶番は全てステンレス製とする。
- (5) 扉にはストッパーを取り付ける。
- (6) カバー上部には、外気を取入れ、内部を乾燥状態に保つため、換気扇を取り付けること。なお、換気扇の風量は、脱臭風量とのバランスを考慮するものとする。

#### 5-4 シュート、エプロン

- (1) レーキにてかき揚げたしさは、エプロン（厚 9mm 以上）上端部より所定の位置まで、シュート（厚 6mm 以上）にて停滞することなく排出出来る構造とすること。
- (2) シュートはエプロンと同様に、強度および腐食を考慮し、板厚を十分厚くすること。

### 5-5 レーキ

- (1) レーキの先端には、バースクリーンのピッチに適合した爪を切り、能率良くしさをかき取る構造とする。
- (2) レーキは、特に丈夫な構造とし、かき取ったしさがこぼれないような構造とするものとする。
- (3) レーキには、両端にガイドローラを設け、水路両壁に設けたガイドレールに沿って円滑に移動する構造とする。

### 5-6 細目スクリーン

- (1) スクリーンは平鋼（75×9 以上）を完全にひずみを取り除いてから、平鋼が等間隔になるようスペーサをはさみ、両ねじの通しボルトにて締付組立てること。
- (2) スクリーンは支持用形鋼にボルトにて取付けるものとし、支持用形鋼は両端を水路側壁にアンカーボルトにて固定すること。
- (3) アンカーボルトは、躯体鉄筋に接合し、十分強度を有すること。
- (4) 池幅が 2.5m を超える場合は 2 つ割とする。

### 5-7 給油装置

- (1) 給油方式は原則として集中給油方式とし、給油は手動グリースポンプによるもので、必要量の分配弁を設ける。グリースガンによる場合は、給油しやすい位置にグリースニップルを設けること。
- (2) 給油口から各軸受までの配管は分配弁の 1 次側をステンレス管（SUS304 sch40）、2 次側は、水中部ステンレス管（SUS304）、その他は被覆銅管（CuT）および耐圧ゴムホースとする。
- (3) 配管は、必要箇所を堅固に支持固定し、支持材を防食処理する。テークアップ等移動する軸受にはできる限りフレキシブル管を使用すること。

### 5-8 その他

- (1) 雨水流入等で粗大な夾雑物が流入する沈砂池に設置する除塵機のカバー、シュート等は、夾雑物の閉塞（粗大な夾雑物が掻き揚げられた場合等を含む）があった場合にも、人力等で閉塞した夾雑物等の排出作業が可能なように、現場で分解・組み立てが可能な構造とする。

## 6. 使用材料

- |     |       |                          |                         |
|-----|-------|--------------------------|-------------------------|
| (1) | フレーム  | 形鋼及び鋼板                   | (SS400)                 |
| (2) | 軸     |                          | (S35C 以上又は STK+S45C 以上) |
| (3) | レーキ   | 形鋼及び鋼板                   | (SS400)                 |
| (4) | 回転ローラ | （軸受、オイルレスメタルまたはボールベアリング） | (FC200 以上、S35C 以上)      |
| (5) | スクリーン | 形鋼及び鋼板                   | (SS400)                 |

- (6) スプロケットホイール      鋳鋼、機械構造用炭素又はダクタイル鋳鉄  
(SC480、S45C 以上又は FCD500 以上)
- (7) その他接水要部 (ピン、ボルト、スペーサ、通しボルト等)  
(SUS304)

## 7. 保護装置

### (1) 電氣的保護装置

過負荷防止用過電流検出器 (電気設備工事)

### (2) 機械的保護装置

過負荷防止用減速機内臓トルクリミッタ

## 8. 運転・操作概要

### (1) 操作

中央      自動・手動

現場      単独 (運転・停止)

連動

### (2) 自動運転

起動指令      タイマ

主ポンプ運転

起動条件      搬出装置運転

保護継電器不動作

連動機器      搬出装置

## 9. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書による。

## 10. 塗装

機械設備工事一般仕様書による。

## 11. 据 付 け

機械設備工事一般仕様書によるほか、下記の点に留意すること。

- (1) フレームおよびスクリーンは指定された取付角度に正確に据付けること。
- (2) フレームとスクリーンは相対的な位置を十分考慮し、かき揚げ時にレーキとスクリーンの噛み合いが、なんら支障のないよう十分注意すること。
- (3) カバー内スラブは、しさが付着しないよう傾斜板あるいはモルタル仕上げを行う。
- (4) 除じん機前側のスラブ開口部には、グレーチングまたは合成材料製の蓋を取りつけ、グレーチングの場合には、さらにゴムシートを設ける。

## 12. 他工事との区分

### (1) 土木建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する機器のアンカーボルト用穴

明けはつり及びその復旧工事は本工事に含む。

- 2) 据付け部、水路底仕上げ用モルタルとアンカーボルト埋込みおよび埋込み用モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

機械設備工事一般仕様書による。

13. 標準付属品 (1 台につき)

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) アンカーボルト            | 1 式 |
| (2) 照明器具(防水型、ガード付)     | 2 個 |
| (本体上部用、スクリーン前面部用)      |     |
| (3) 換気扇(ガード及び風量調整ダンパ付) | 1 式 |
| (4) 点検架台(SS400)        | 1 式 |

14. その他付属品 (1 台につき)

- |              |                 |     |
|--------------|-----------------|-----|
| (1) 油脂類      | グリース 16kg       | 1 缶 |
|              | ギヤオイル(必要な場合)20L | 1 缶 |
| (2) 照明灯(防水型) |                 | 2 個 |
| (3) レーキ(爪のみ) |                 | 1 組 |

## § 2 1号汚水しき搬出機

### 1. 使用目的

本機は、しきを搬出するのを目的とする。

### 2. 仕 様

| 項 目       | 仕 様                                          | 備考 |
|-----------|----------------------------------------------|----|
| (1) 型 式   | トラフ型傾斜ベルトコンベヤ                                |    |
| (2) 寸 法   | ベルト幅 600mm×機長 6,750mm<br>(水平機長 6.7m、揚程 0.8m) |    |
| (3) ベルト速度 | 約 20m/分                                      |    |
| (4) 駆動装置  | 3φ×1.5kW×200V×60Hz                           |    |
| (5) 数 量   | 1 基                                          |    |

\*既設メーカー（三菱重工業株式会社）

### 3. 構造概要

本機はしきを 2 号汚水しき搬出機まで搬送するためのもので、構成は、傾斜形ベルトコンベヤとしてコンベヤフレーム、駆動プーリ、テールプーリ、テークアップ、ベルト、スカート、キャリヤローラ、リターンローラ、受皿、洗浄用給排水装置よりなる。

### 4. 製作条件

駆動用電動機の出力は、被運搬物をバラ物として扱い、運搬能力を計算し、ベルト速度を約 20m/min（モータプーリ使用の場合はこの限りではない）としたうえで製作すること。

なお、駆動方法は、サイクロ減速機または遊星歯車減速機、またはモータプーリとする。

### 5. 各部の構造

(1) ヘッドプーリにはラッキングを施しスリップのない動力伝達効率良好のものとすること。

(2) キャリヤローラ、リターンローラおよびサイドローラは、鋼管に塩化ビニルまたはゴムライニングを施したもので、ローラ寸法は、ベルト幅 600 mmは 90φ以上、750 mm以上は 115φ以上とし、ボールあるいは、ローラベアリングを使用した円滑な転動をする摩擦損失の少ない十分な強度を有するものとする。

また、キャリヤローラは 1m、シュート部分は 0.5m、リターンローラは 2m の間隔で取付ける。自動調芯ローラは原則としてキャリヤ側 10m 毎に 1 個、リターン側 20m 毎に 1 個の間隔で設置するものとする。ただし、機長 20m 以下については、自動調芯ローラはキャリヤ側、リターン側ともに各 1 個とする。

(3) キャリヤローラは、特殊な場合を除き 3 ローラ 20° トラフとする。

- (4) ゴムベルトは積層数 3P 以上のエンドレス加工をしたものとする。
- (5) ゴムベルトの緊張のためにテールプーリにストローク 300 mm以上のテークアップ（保護カバー付き）を設けるとともに距離の長い場合（機長 30m 以上）には、重垂式の緊張装置を設ける。なお、重垂式緊張装置の廻りには、巻込み防止用の保護網（点検口付）又はサイドカバー（点検口付）を設け、下部はコンクリートでかさ上げる。
- (6) ベルトクリーナは、先端に超硬合金製チップを用いたものを取付けるものとする。また、ベルトの両側面には、しき落下防止用の当板と調節可能なように、ボルト（SUS）止めたゴム板を全長にわたって取付けること。

なお、コンベヤには、しさのこぼれ防止のため、全長にわたりスカートおよび受皿を取りつけ、コンベヤ連絡部にはシュートを取付ける。受皿は、ステンレス鋼製（SUS304、2t 以上）で清掃容易な形状のものとする。洗浄装置はノズル、分岐管（SUS15A）、分岐弁、母管（SUS25A）、母管用自動弁（バイパス付）からなり、洗浄排水はドレン管（100A 以上）とする。

- (7) コンベヤフレームは形鋼製で、溶接または、ボルトで強固に結合し据付面に、堅固に取付けコンベヤ各部の荷重のほか、輸送の荷重を含めた全荷重に対しても十分耐えられるとともに外観優美な構造とすること。

防臭用カバーは SUS304 厚さ 2 mm以上とし、下部リターンローラより上部全体を覆うものとする。また、脱臭用吸込ダクトは、約 10mに 1 箇所以上設ける。各カバーにはヘッド部、テール部各 1 ヶ所、及び中間部 5mに 1 ヶ所の点検口を取付けることを標準とする。防臭用カバーについては、自動調芯部、蛇行検出部にも点検口を設けること。

枠および足は [100×50×5、他の骨材は L 50×6 以上とする。

- (8) ヘッドプーリドラム及びテールプーリドラムの周りには、巻込み防止用の保護網又はサイドカバー（点検口付）を設ける。
- (9) チェーン伝動式の駆動装置には、スライドベースを設けるとともに、チェーンにオフセットリンク（2 リンク分）を取付ける。
- (10) 減速機がオイル潤滑の場合、排油弁には、ビニルホース等の接続が可能な短管を取付け、常時はキャップ止めとしておく。
- (11) サイドローラ、キャリヤローラ、リターンローラ等の点検が必要な箇所においては、維持管理を考慮した点検口を設ける。

## 6. 使用材料

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) コンベヤフレーム架台 | SUS304       |
| (2) ヘッドプーリドラム  | 鋼製＋外面ゴムライニング |
| (3) テールプーリドラム  | 鋼製           |
| (4) ゴムベルト      | 耐油性ゴム        |



- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| (5) キャリヤ及びリターンローラ本体   | 塩ビ又はゴムライニング鋼管製 |
| (6) ベルトクリーナ           | 先端超硬合金製チップ付    |
| (7) スナッププーリ           | SS＋ゴムライニング     |
| (8) V型ベルトクリーナ         | SUS304＋ゴム      |
| (9) テークアップスクリュ及びスライド部 | SUS304 製台形ねじ   |

## 7. 保護装置

### (1) 機械的保護装置

減速機内蔵トルクリミッタ（モータプーリの場合は除く）

### (2) 電氣的保護装置

蛇行検出用サイドローラリミットスイッチ

（機長 20m 未満は 2 個/台、20m 以上は 4 個/台）

ワイヤ式非常停止装置（コンベヤの両側につける）

## 8. 運転・操作概要

### (1) 操作

現場 単独（運転・停止）

連動

（ワイヤーロープによる緊急停止）

### (2) 自動運転

起動指令 主機系運転指令

連動機器 主機系

洗浄用自動弁

## 9. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書に準拠するほか現場操作試験を行う。

## 10. 塗装

機械設備工事一般仕様書による。

## 11. 据 付 け

機械設備工事一般仕様書によるほか、次の点に留意すること。

- (1) 据付は他機器との取合を十分考慮し所定の位置に正確に据付けること。

## 12. 他工事との区分

### (1) 土木建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する機器のアンカーボルト用孔明りおよびその復旧工事は本工事に含む。
- 2) 据付部仕上モルタルとアンカーボルト埋込および埋込用モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。

### (2) 電気設備工事との区分

機械設備工事一般仕様書による。

13. 標準付属品（1 台につき）

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) ベルトクリーナ                 | 1 式 |
| (2) 緊張装置                    | 1 式 |
| (3) スカート、シュート及び受け皿          | 1 式 |
| (4) アンカーボルト                 | 1 式 |
| (5) 蛇行検出リミットスイッチ付サイドローラ     | 1 式 |
| (6) キャリヤローラ、リターンローラ及びサイドローラ | 1 式 |
| (7) ワイヤ式非常停止装置              | 1 式 |

### § 3 集砂装置

#### 1. 使用目的

本機は、沈砂池に沈殿した沈砂をピットに集めることを目的とする。

#### 2. 仕 様

| 項 目       | 仕 様                   | 備考 |
|-----------|-----------------------|----|
| (1) 型 式   | スクリュコンベヤ式             |    |
| (2) 池 寸 法 | 2.0m 幅×15.7m 長×5.3m 深 |    |
| (3) 機 長   | 14m                   |    |
| (4) スクリュ径 | φ 400mm               |    |
| (5) 駆動装置  | 3 φ ×5.5kW×200V×60Hz  |    |
| (6) 数 量   | 2 基                   |    |

\*既設メーカー（三菱重工業株式会社）

#### 3. 構造概要

本機は、池底スクリュコンベヤ、水中減速機、縦軸、駆動装置、水中減速機シール水タンク及び配管等よりなり、沈砂の性状を考慮し、支障なく沈砂のかき寄せが行える構造とする。

また、水中ギヤボックス部での砂等の堆積による問題が発生しないようカバー等を考慮する。

#### 4. 製作条件

- (1) 本装置は、堆積沈砂による埋没に十分耐えうる強度のものとする。
- (2) 沈砂の噛込みしにくい構造とする。
- (3) 摩耗のおそれのある部位は肉厚を考慮したものとする。

#### 5. 各部の構造

##### 5-1 スクリュ

- (1) スクリュは、圧力配管用炭素鋼鋼管を軸とし、その周辺に高張力鋼板(9mm 以上)の羽根を溶接したヘリコイド形で、スクリュの径はφ 400mm とし、十分な強度を有するものとする。また、ライナトラフ部のスクリュの高張力鋼板仕上げ部分については羽根周辺に溶接した高張力鋼板を 12mm 以上とする。
- (2) スクリュトラフは、U字型コンクリート製とし、中間部(4～6m 毎)にライナトラフを設ける。ライナトラフは、高張力鋼板(12 mm 以上)とする。なお、ライナトラフの高張力鋼板は交換可能な構造とする。
- (3) 駆動方式の過負荷に対する保護方法は、減速機内蔵のトルクリミッタにより行うこととする。
- (4) 水中ギヤボックスのシールは、長期の使用に十分耐えるもので、汚水の侵入を確実に防止できるものとする。水中部のシール水配管は、ステンレス鋼鋼管(SUS304-

TP)とする。

## 5-2 沈砂ピット集砂ノズル(必要とされる場合)

- (1) 沈砂ピット集砂ノズルは、沈砂の吸上げ効率を高めるために、圧密した沈砂を崩す目的で設置する。
- (2) 沈砂ピット集砂ノズルは、吸込口周辺に効率よく配置すること。
- (3) 沈砂ピット集砂ノズルは、水中に於いて使用するため、耐腐食性、耐摩耗性を考慮して、材質はステンレス製(SUS304)とする。
- (4) 沈砂ピット集砂ノズル用配管は、ステンレス鋼鋼管(SUS304-TP)とする。
- (5) 沈砂ピット集砂ノズル用圧力水管の手元には、水量調整用自動弁を設けるものとする。

## 6. 使用材料

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| (1) スクリュ羽根：高張力鋼板 | スクリュ軸：STPG Sch80 |
| (2) 水中ギヤボックス     | FC200            |
| (3) 駆動軸(縦軸)      | S45C             |
| (4) 支持架台(沈砂池内)   | SUS304           |
| (5) 基礎ボルト・ナット類   | SUS304           |

## 7. 保護装置

減速機内蔵トルクリミッタにより過負荷を検出し機械的に保護する。

## 8. 運転・操作概要

### (1) 操作

中央 自動・手動

現場 連動

単独

### (2) 連動機器

1) 揚砂装置

2) 沈砂分離機

## 9. 試験・検査

機械設備工事一般仕様書による。

## 10. 塗装

機械設備工事一般仕様書による。

## 11. 据 付 け

機械設備工事一般仕様書による。

## 12. 他工事との区分

### (1) 土木建築工事との区分

- 1) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する機器のアンカーボルト用穴明けはつり及びその復旧工事は本工事に含む。

2) 据付部仕上モルタルとアンカーボルト埋込および埋込用モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。

3) 池底及びハンチ部コンクリートは別途複合工とする。

(2) 電気設備工事との区分

機械設備工事一般仕様書による。

13. 標準付属品 (1 台につき)

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| (1) 本体サポート          | 1 式        |
| (2) 沈砂ピット集砂ノズル      | 1 式(必要な場合) |
| (3) 沈砂ピット集砂ノズル水量調整弁 | 1 式(必要な場合) |
| (4) 沈砂内シール水配管       | 1 式        |

## § 4 排水弁

### 1. 使用目的

偏心構造弁は、沈砂分離機の排水管に取り付け、排水時に自動開閉運転を行う。

### 2. 仕 様

| 項 目        | 仕 様                | 備考 |
|------------|--------------------|----|
| (1) 型 式    | 電動偏心構造弁            |    |
| (2) 口 径    | φ 150mm            |    |
| (3) 最高使用圧力 | 0.3MPa             |    |
| (4) 電 動 機  | 0.2kW×3φ×200V×60Hz |    |
| (5) 数 量    | 1 台                |    |

＊既設メーカー（西部電機株式会社）

### 3. 構造概要

本弁は、沈砂分離機からの排水を自動運転及び手動で開閉を行うために設置するもので、作動確実にして耐久性を有するものとする。

### 4. 製作条件

- (1) 本弁は、電動偏心構造とする。
- (2) 本弁は、全開時に流路に流体を阻害するものがない構造とする。
- (3) 本弁の作動力は、蝶形弁と同等程度で開閉できること。
- (4) 本弁は、全開時に呼び径面積の 80%以上の開口面積を流路として確保していること。
- (5) トップエントリー型で配管より本体を取外すことなく保守が可能な構造であること。

### 5. 各部の構造

- (1) 本弁は、構造上汚泥や固形物が堆積しないものとする。
- (2) 最高使用流体圧力は 0.3MPa とする。
- (3) 本弁の駆動を手動式とした時、容易に開閉操作の行えるものとする。
- (4) 本弁の駆動を電動とした場合はバルブコントロールによるもので次による。
  - 1) 開閉時間は 20～40 秒とすること。
  - 2) 電動機の回転は、平歯車及びウォーム歯車により減速し、歯車の材質は良質強靱な材料を使用して製作し、効率よく確実な動力伝達を行えるものとする。
  - 3) 本弁の開閉は、電動機による現場操作と自動運転（流量調整）が、いずれも可能とし、現場手動操作可能なハンドルを設けること。
  - 4) 開閉装置は、全開、全閉リミットスイッチを備え、全開、全閉の位置を正しく規制すること。なお、弁の開閉中異常が生じた時はトルクスイッチが作動して自

動的に停止させるものとする。

- 5) 電動機の仕様は、屋外防じん防噴流方（IP55）・空冷外被表面冷却自冷形、15分定格以上、4P、ブレーキ無とする。

## 6. 使用材料

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 弁箱、弁体 | FC200 以上                |
| (2) 弁 座   | 合成ゴム又はメタル               |
| (3) 弁 棒   | ステンレス鋼又は FCD+ゴムライニングとする |

## 7. 運転・操作概要

- (1) 操 作

現場 単独 開・停・閉  
連動

- (2) 連動機器

沈砂分離機

## 8. 検査試験

機械設備工事必携による。

## 9. 塗 装

機械設備工事必携による。

## 10. 据 付

機械設備工事必携による。

## 11. 他工事との区分

- (1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。

- (2) 電気設備工事との区分

開度発信器、リミットスイッチ、集合端子箱又は接点箱は二次側の配線とともに本工事に含む。

なお、それ以降（一次側）の配線接続及び受信器は電気設備工事とする。その他については機械設備工事必携による。

### 第3章 複 合 工

#### § 1 鋼製加工品

##### 1. 鋼製加工品仕様および施工範囲

| 番号 | 名 称       | 設置場所   | 主 寸 法  | 材 質    | 数量  | 備 考  |
|----|-----------|--------|--------|--------|-----|------|
| 1  | 配管サポート    | 必要箇所   | —      | SS400  | 1 式 | 水上部  |
| 2  | 配管サポート    | 必要箇所   | —      | SUS304 | 1 式 | 水中部  |
| 3  | 点検用階段     | 沈砂池 1F | 設計図参照  | SS400  | 1 式 |      |
| 4  | 配管開口蓋     | 汚水沈砂池  | 承諾図で決定 | SUS304 | 1 式 | 沈砂池床 |
| 5  | サトボンプ 開口蓋 | 汚水沈砂池  | 承諾図で決定 | FRP    | 1 式 | 沈砂池床 |

##### 2. 一般仕様書の適用

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書による。

##### 3. 特記事項

詳細は、機器配置図、添付図による。



## § 2 基礎工

### 1. 基礎工仕様および施工範囲

| 番号 | 名 称        | 設置場所 | 主 寸 法 | 数量 | 備 考<br>(防食塗装, 防水等) |
|----|------------|------|-------|----|--------------------|
| 1  | 細目スクリーン基礎  | 沈砂池  | 図面による | 2  |                    |
| 2  | 集砂装置基礎     | 沈砂池  | 図面による | 2  |                    |
| 3  | 1号汚水コンベヤ基礎 | 沈砂池  | 図面による | 1  |                    |
|    |            |      |       |    |                    |
|    |            |      |       |    |                    |

### 2. 一般仕様書の適用

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書による。

### 3. 特記事項

詳細は、機器配置図、添付図による。

### § 3 配管工

#### 1. 配管仕様および施工範囲

| 番号 | 配 管 名 | 材 質           | 口 径<br>(A, φ) | 施工範囲<br>( ~ )    | 備 考<br>(配管被覆等) |
|----|-------|---------------|---------------|------------------|----------------|
| 1  | 揚砂管   | STPG<br>Sch80 | 80A, 100A     | サンドポンプ～<br>沈砂分離機 |                |
| 2  | 給水管   | SGPW          | 20A～50A       | 給水管母管～各機器        | 水上部            |
| 3  | 排水管   | SGPW          | 100A～200A     | 各機器～排水先          |                |
|    |       |               |               |                  |                |
|    |       |               |               |                  |                |

#### 2. 一般仕様書の適用

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書による。

#### 3. 特記事項

- (1) 配管・バルブ等の据付において、サポート不足により稼働後の支持力不足による振動や騒音等が発生しないよう、適切な位置に堅固な設置を行うこと。
- (2) 詳細は、機器配置図、添付図による。

## § 4 仮設工事

### 1. 仕様および施工範囲

| 番号 | 名 称    | 材 質   | 寸法等       | 設置場所            | 備 考    |
|----|--------|-------|-----------|-----------------|--------|
| 1  | 搬出入用架台 | SS400 | 設計図<br>参照 | 搬入口<br>～汚水沈砂池上部 | (錆止程度) |
|    |        |       |           |                 |        |
|    |        |       |           |                 |        |

### 2. 特記事項

- (1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- (2) 稼働系列集砂装置用シール水仮設配管は本工事に含む。
- (3) 1号汚水しき搬出機施工時のしき受の、シュート・コンテナは貸与とする。  
発生したしきの処理(しきホッパ投入)は本工事に含む。

## 第4章 その他

### §1 機器重量

#### 1. 更新機器

| 番号 | 機 器 名 称   | 積算重量(t) |
|----|-----------|---------|
| 1  | 細目スクリーン   | 8.00    |
| 2  | 集砂装置      | 4.00    |
| 3  | 1号汚水しき搬出機 | 5.00    |
| 4  | 排水弁       | 0.16    |
|    |           |         |

#### 2. 撤去機器

| 番号 | 機 器 名 称   | 撤去重量(t) |
|----|-----------|---------|
| 1  | 細目スクリーン   | 12.27   |
| 2  | 集砂装置      | 6.20    |
| 3  | 1号汚水しき搬出機 | 2.79    |
| 4  | 排水弁       | 0.10    |
|    |           |         |

### §2 配管数量

#### 1. 撤去配管

| 番号 | 配管材         | 口径(mm) | 数量(m) |
|----|-------------|--------|-------|
| 1  | SGPW        | 20     | 11.4  |
| 2  | SGPW        | 25     | 18.5  |
| 3  | SGPW        | 50     | 15.9  |
| 4  | SGPW        | 100    | 0.10  |
| 5  | SGPW        | 150    | 22.6  |
| 6  | SGPW        | 200    | 11.5  |
| 7  | STPGs80     | 50     | 2.41  |
| 8  | STPGs80     | 80     | 9.00  |
| 9  | STPGs80     | 100    | 43.6  |
| 10 | SUS304sch20 | 100    | 1.18  |

### §3 出来高

#### 1. 初年度出来高機器一覧

| 番号 | 機器名称      | 数量 |
|----|-----------|----|
| 1  | 細目スクリーン   | 1  |
| 2  | 1号汚水しよ搬出機 | 1  |
| 3  | 集砂装置      | 1  |
| 4  | 排水弁       | 1  |
|    |           |    |

## 1 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」及び「鳥取県建設工事における下請契約等適性化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。また、当該施工体制台帳及び施工体系図に変更があったときは、変更が生じた日から 20 日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、市内及び県内業者（以下「市内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は市内、県内の順位とする）。ただし、技術的に施工又は対応できる市内業者等がない工事等を請け負わせ又は業務を委託する場合、あるいは市内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 共同企業体が工事を請け負う場合、構成員による下請けは行わないこと。

## 2 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、鳥取県が定める「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
  - ① 市内産の資材がある場合は、市内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。
  - ② 県外産の資材を使用する場合は、市内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「市内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。市内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について市内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (5) 工事に使用する資材については、極力有害性 VOC（揮発性有機化学物質）発生量の少ないものとするよう努めること。

## 3 工事の安全確保について

- (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。
- (2) 労働安全衛生法第 59 条、第 60 条の 2 に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計画書に実施項目について記載するものとする。

- (3) この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書（米子市建築工事等事故関係事務処理マニュアルに定める様式）を提出すると共に、建設工事事務データベースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

#### 4 建設機械の使用について

- (1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。  
(2) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械の使用に努めること。

#### 5 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律第 131 号）の目的に鑑み、同法第 1 2 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

#### 6 ダンプトラック等、による運搬について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。  
(2) さし柵装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。  
(3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。  
(4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。  
(5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当って、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。  
(6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。  
(7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。  
(8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

#### 7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等を使用しないこと。

#### 8 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。  
(2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入並びに証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- (4) 請負業者は、建退共の発注者用の掛金収納書を原則として契約締結後 1 ヶ月以内に提出しなければならない。

## 9 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第 26 条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1 級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第 40 条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

## 10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週 40 時間を遵守すること。

## 11 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月鳥取県条例第 3 号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
- (2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

## 12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

## 13 現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（3 か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と



所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者の有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

#### 14 労働者の福祉向上について

- (1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に参加するよう指導に努めること。
- (2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するように努めること。

#### 15 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

#### 16 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に当初の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

#### 17 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) 本来一体とすべき同一敷地内又は同一敷地内（隣接した敷地を含む）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下、「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費は、契約済みの全ての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算出した共通仮設費の額から、前工事の共通仮設費の額を控除した額とする。なお、後工事が複数ある場合は、その合算工事費を対象とする。
- (3) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (4) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (5) 特定フロンの使用の削減に努めること。
- (6) 労務費については、法定労働時間週 40 時間を考慮したものとしている。
- (7) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (8) 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和 3 年 1 月 13 日付契起第 9 4 3 号－1 米子市総務部長通知）に基づき、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

特 記 事 項 [施工条件明示事項]

※ 番号、・に□印のあるものについて適用する。

| 明示項目                       | 明 示 事 項                                                                                                                                                                                                   | 条 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仕様書                        | 本工事の施工に当たっては、契約日現在の次に掲げる最新の仕様書等によること。 <div><div>□日本下水道事業団機械設備工事必携</div><div>・日本下水道事業団電気設備工事必携</div><div>□日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書</div><div>・日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図</div><div>□日本下水道事業団機械設備標準仕様書</div></div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 1<br>工<br>程                | <div>1. 他工事との調整</div> <div>2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限</div> <div>3. 関係機関等との協議</div> <div>4. 工事の指定部分</div> <div>5. 地下埋設物等の調査</div> <div>地下埋設物の移設が予定されている場合。</div>                                               | <div>工事名</div> <div>・中央ポンプ場汚水沈砂池電気設備改築工事</div> <div>・その他中央ポンプ場補修、修繕工事等</div> <div>上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。</div> <div>制限される工事</div> <div>・</div> <div>制限の内容</div> <div>施工時間は、午前8時30分から午後5時までとする。</div> <div>本工事において、関係法令上必要あれば、関係機関と協議を行うこと。</div> <div>令和 年 月 日までに完成させること。</div> <div>については、</div> <div>・</div> <div>・</div> <div>・</div> <div>は事前調査を行い処理すること。</div> <div>は調査済である。</div> <div>移設期間</div>                                                                                                                  |
| 2<br>用<br>地                | 1. 工事用車輛の駐車場                                                                                                                                                                                              | <div>□駐車場がないため確保する必要がある。</div> <div>・敷地内に一部確保できる。</div> <div>・原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保すること。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3<br>公<br>害<br>対<br>策      | <div>1. 施工方法、機械施設、作業時間等の制限</div> <div>2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合。</div>                                                                                                                             | <div>内 容</div> <div>関係法令を遵守すること。</div> <div>・近隣家屋等の</div> <div>・事前事後の状況の写真を付して記録し</div> <div>・事後（ ）</div> <div>の調査を行い、万全を期して施工すること。</div> <div>・工事概要について住民説明を行うこと。</div> <div>・近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員等に連絡すると共に、市が行う対応等に協力すること。</div>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 4<br>安<br>全<br>対<br>策      | 1. 交通安全施設等の指定                                                                                                                                                                                             | <div>□一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。</div> <div>・交通整理の必要日数 日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Aを合計 名（交代要員[有・無]）、交通誘導員Bを合計 名（交代要員[有・無]）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</div> <div>警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。</div> <div>交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。</div> <div>なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。</div> |
| 5<br>工<br>事<br>用<br>道<br>路 | <div>1. 一般道路を搬入路として使用する場合。</div> <div>・(7) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合。</div> <div>・(イ) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合。</div> <div>2. 仮道路を設置する場合</div>                                                            | <div>□運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すこと。</div> <div>・制限の内容</div> <div>・処置の内容</div> <div>・幅員 m ・延長 m ・切込碎石 厚 cm ・その他</div> <div>・工事終了後の処置</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 明示項目          | 明 示 事 項                                                                                                                                                                    | 条 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6<br>仮設備      | 1. 仮囲い等の範囲、構造                                                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 工事範囲をバリケード等により明確にすること。<br>・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。<br>・山留めは _____ 工法とし、その施工条件は図示による。<br>・各工事共通の揚重機械として _____ を設置しその施工条件は図示による。<br>・敷地周辺の _____ 部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示による。<br><input type="checkbox"/> その他労働安全衛生法に基づく仮設備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 7<br>建設副産物の処理 | 1. 建設発生土の処理<br>・(ア)他工事等流用<br>・(イ)建設技術センター<br>・(ウ)民間残土受入地<br>2. 分別解体等<br>3. 再資源化施設への搬出<br>(施設の名称・受入れ費用)<br>(受入れ時間帯)<br>(受入れ条件)<br>4. 最終処理等<br>5. 産業廃棄物処理<br>6. 産業廃棄物の処理に係る税 | 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。<br>建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。<br>なお、処理費として1 m <sup>3</sup> 当たり _____ 円をセンターに支払うこと。<br>建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。なお、処理費として1 m <sup>3</sup> 当たり _____ (税別) 円を _____ に支払うこと。<br>民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例)砂質土、コーン指数300KN/m <sup>2</sup> 以上)<br>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を見込んでいる。<br>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。<br>再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにmanifestを発行するものとする。<br>なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。<br>コンクリート塊 米子 _____ (市)・町・村 _____ 淀江町 地内の (株)大協組 (運搬距離 _____ km)、費用1 t 当たり _____ 円<br>アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の (運搬距離 _____ km)、費用1 t 当たり _____ 円<br>建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の (運搬距離 _____ km)、費用1 t 当たり _____ 円<br>その他( ) _____ 市・町・村 _____ 地内の (運搬距離 _____ km)、費用1 t 当たり _____ 円<br>8時～17時(平日)<br>ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。<br>イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。<br>ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm以下、長さ _____ m以下であること。<br>エ 2次公害発生のおそれのある物質(廃油等)を含まないこと。<br>_____ については、 _____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離 _____ km)を想定し、その費用として1 t 当たり _____ 円を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。<br>産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにmanifestを発行するものとする。<br>建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。<br>産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 円見込んでいる。 |
| 8<br>建設副産物の使用 | 1. 建設発生土の使用<br>2. 再生資源の使用                                                                                                                                                  | _____ 工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所： _____ に使用する。<br>ア Co雑割材は、 _____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。<br>イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、 _____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。<br>ウ ・再生クラッシャーラン〔規格：Rcc-40 〕は、使用箇所： 図示箇所 _____ に使用する。<br>・再生コンクリート砂〔規格：RS- _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。<br>エ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。<br>オ その他再生資材〔資材名： _____ 〕〔規格： _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 明示項目                                      | 明 示 事 項                                                                                               | 条 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9<br>支<br>障<br>物<br>件                     | 1. 地上、地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合。                                                                        | 移設・撤去<br>防護等の方法 _____<br>_____<br>_____                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 10<br>濁<br>処<br>水<br>理                    | 1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合                                                                      | 工法<br>処理の方法<br>放流先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 11<br><br><br>そ<br><br><br>の<br><br><br>他 | <p>①. 工事实績情報の登録</p> <p>2. 支給材料及び貸与品がある場合</p> <p>3. 工事用電力等を指定する場合</p> <p>4. 景観への配慮</p> <p>⑤. そ の 他</p> | <p>工事請負代金額500万円以上の工事について、受注時は工事契約後10日以内に、登録内容の変更（技術者の配置変更、工期の変更）時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター 発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。</p> <p>品 名 _____ 数 量 _____<br/>品質、規格又は性能 _____<br/>引渡場所 _____ 引渡時期 _____</p> <p>内 容 _____</p> <p>ア 本工事は、景観法に基づく通知対象行為である。<br/>イ 通知対象行為の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。</li> <li>・近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講じること。</li> <li>・契約図書の作成は、落札者において行うこと。</li> <li>・アルミニウム製建具の製造所は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価名簿に記載されている製造所とすること。</li> <li>・当該営繕工事の予定価格は、材料及び労務単価を見直した令和 年度営繕工事設計標準単価（令和 年 月改訂版）により算出しております。</li> <li>・試運転に伴う本受電後の電力基本料金及び電気工作物保安全管理費は、落札者において負担すること。</li> <li>・本工事に於いて適用する標準仕様書などの各基準について、改定により最新版が存在する場合は、監督員と協議を行い施工すること。</li> <li>・交通誘導員の単価については、警備業法に規定する警備員を配置するものとして、国土交通省による公共工事設計労務単価に警備会社が必要とする諸経費を含む費用を見込んでいる。なお、直接的及び恒常的な雇用関係にある自社の従業員で対応する場合は監督員と協議を行うこと。（単価は公共工事の積算に用いるものであり、下請契約に係る労務単価や雇用関係による労働者への支払い賃金を拘束するものではない。）</li> <li>・本契約において、図面の原紙サイズはすべてA1であるので留意すること。</li> <li>・火災保険等については、契約日～工期末+30日とすること。</li> <li>・工事用車両等で職員・来客用駐車スペースを使用する場合は、代替駐車場とし、中央ポンプ場外での駐車場の確保が必要となる。</li> </ul> |

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書

### 1 目的・主旨

本特記仕様書は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記仕様書に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。

### 2 感染拡大防止に向けた取組

#### (1) 現場等における感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得など、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などでの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、感染防止対策に取り組むこと。また、別紙の「3つの密を避けるための手引き」を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すること。
- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、緊急事態宣言が出された地域から新たに転入（通勤者を除く）した場合は、14日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛すること。ただし、転入前にPCR検査を受診し陰性であることが確認出来た場合には、その結果を事前に監督員等に報告したうえで、14日間の外出自粛は不要とする。なお、このPCR検査に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。

#### (2) 県外製作工場での監督員等の立会に検査（出来形・品質）

県外の製作工場における監督員等の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととする。

#### (3) 工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

書類の提出及び受発注者間の打合せは次のとおりとする。

##### ① 書類の提出について

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。

受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 発注者又は受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督職員と協議を行うこと。

##### ② 受発注者間の打合せ

ア 打合せは、事前に電子メールなどにより打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に参加した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

### 3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

### 4 感染等が確認された場合の対応

新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合には、次のとおり対応すること。

#### （１）工事等の関係者がPCR検査を受けた場合（検査結果が判明するまでの対応）

① 該当者が受注者側（現場代理人、主任技術者、監理技術者、照査技術者、担当技術者及び作業員（下請けを含む））の場合

ア 受注者は、速やかに発注者に報告する。

イ 発注者は、必要な安全対策を実施した上で即座に現場作業を停止させるとともに、全ての作業員を自宅待機とするよう受注者に要請する。（工事の場合）

② 該当者が発注者側（各監督員、調査職員及び監督補助員）の場合

ア 発注者は、速やかに受注者に連絡するとともに、該当者との濃厚接触者について自宅待機とするよう要請する。

イ 受注者は、濃厚接触者の有無について確認し、発注者に報告する。

#### （２）工事等の関係者がPCR検査で陽性と確認された場合

① 該当者が受注者側の場合

ア 工事等を一時中止する。（中止期間は受発注者協議の上決定）

② 該当者が発注者側の場合

ア 受発注者で協議し、必要に応じて工事等を一時中止とする。（中止期間は受発注者協議の上決定）

### 5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

### 6 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化

下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めること。

### 7 原則対面検査は実施しない。WEB会議システム、電話等を活用し検査を実施する。

# 3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。  
人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

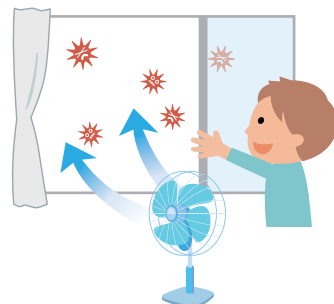


# ①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

## 窓がある場合

- ・ 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間**程度、**全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



## 機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。  
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m<sup>3</sup>)を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

## 乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。





## ②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。

- スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。



- 飲食店の座席では、隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、互い違いに座るのも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。



- エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。

- 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#hatarakukata](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata)



### ③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHO は「5 分間の会話で 1 回の咳と同じくらいの飛まつ（約 3,000 個）が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。  
注)「多人数」とは 10 人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。

